

2019年12月20日

東洋製罐株式会社
取締役社長 本多 正憲

独占禁止法遵守に関する決議について

当社は、2019年9月26日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことを厳粛に受け止め、取締役会において、改めて当社の役員および従業員が独占禁止法を遵守することについて、以下のとおり「カルテル決別宣言」を決議いたしましたのでお知らせいたします。

カルテル決別宣言

当社は、独占禁止法を遵守した公正かつ自由な競争を行い、競争関係にある他の事業者との間で独占禁止法に違反する行為または違反を疑われる行為を行いません。

当社は法令遵守体制の一層の強化と再発防止策の徹底を図るべく、以下の事項に取り組んでおります。

1. 独占禁止法遵守に関する規程類の厳格化
2. 独占禁止法遵守教育の継続的实施
3. 独占禁止法違反行為に対する懲戒処分の明確化
4. 適切な人事ローテーションの実施
5. 内部監査の強化
6. 内部通報制度の利用促進

今後、当社は、社会的責任を果たす企業として信頼回復に全力を注いでまいります。

以上